

若年者の消費者被害防止に関する取組

1. 消費者教育の実践・定着プランの決定

- 成年年齢引下げ後の取組として、関係 4 省庁と「消費者教育の実践・定着プラン」を本年 3 月に策定。(別添参照)

1. 学校等における消費者教育の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- 実践的な消費者教育等の推進 等

(2) 大学等における消費者教育の推進

- 学生に対する消費者被害防止に向けた指導 等

(3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知広報
- 親世代を含めた若年者周辺の人への啓発・情報発信 等

2. 高等学校等における消費者教育の実施

- 2018年に消費者庁、金融庁、法務省、文部科学省で決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」等に基づき、高等学校等における実践的な消費者教育を推進。
- **2021年度においては、全国91%**の高等学校等で実施。

消費者教育教材を活用した授業の実施



- 高校生向け消費者教材「社会への扉」を2017年に作成。
- 全国の高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な授業の実施について、地方公共団体に働きかけを行っている。
- 2021年度から、私立高校、特別支援学校等を対象に、「社会への扉」等を活用した消費者教育に関する出前講座を実施。

(参考) これまでの実施状況

2018年度
38%



2019年度
67%



2020年度
86%



2021年度
91%

若年者の消費者被害防止に関する取組

3. 相談体制の強化

- 消費者庁ウェブサイトにて若年者が相談できる消費生活相談窓口情報ページを開設し、関係省庁の相談窓口を一覧掲載（2022年3月）。
- メールで消費生活相談を受け付けている地方公共団体の連絡先についても掲載。

【若年者の皆様へ】消費生活相談窓口情報

▼ 消費者ホットライン(188) ▼ メール相談窓口 ▼ 関係機関の相談窓口

令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられ、「18歳から大人」となります。18歳になれば自分の責任で様々な契約を結ぶことができるようになる一方で、18歳、19歳は未成年者取消権による保護の対象から外れることとなります。契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故等で困った際に、相談できる窓口が関係機関において整備されていますので、一人でご悩まず、ご利用ください。

消費者ホットライン(188)



消費者庁では、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない消費者の方にお近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の第一歩をお手伝いすることを目的として、消費者ホットラインを設置しています。契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故等のご相談、どこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、[消費者ホットライン\(188番\)](#)をご利用ください。
メールでも相談を受け付けている自治体もあります！

メールでも相談を受け付けている各自治体の消費生活相談窓口について

メールでも消費生活相談を受け付けている自治体の連絡先一覧を掲載しています。居住地の窓口をご利用ください。

[メールでも消費生活相談を受け付けている自治体の連絡先一覧 \[PDF: 239KB\]](#)

関係機関の相談窓口

トラブルの内容等に応じ、関係機関において専用の相談窓口を開設しています。詳細は以下をご覧ください。

金融サービスのトラブル

4. 情報発信と啓発の強化

消費者月間を活用した周知・啓発

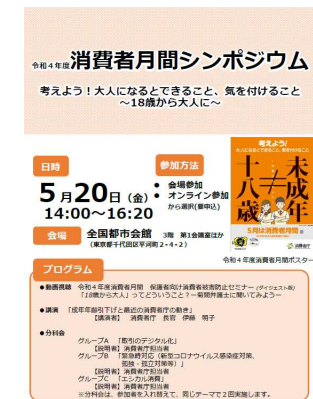
- 「成年年齢引下げ」をテーマとした令和4年度消費者月間において、保護者向けセミナー（動画配信）、シンポジウムを開催（2022年5月）。

日本弁護士連合会との連携強化

- 消費者庁と日弁連は、イベントの開催や弁護士等の参画による実践的な消費者教育の推進等において、連携強化する旨を確認（2022年6月）。



若者にとって「親」は頼れる情報源



成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針

(別添)

－消費者教育の実践・定着プラン－

(令和4年3月31日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組む。 ※2022年度以降3年間の計画

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- 実践的な消費者教育等の推進
- 教員の養成・研修の推進 等

(2) 大学等における消費者教育の推進

- 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
- 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
- 金融経済教育講座の実施 等

(3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知広報
- 若年者が相談しやすい体制整備及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人への啓発・情報発信 等

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等